

## 交通安全対策に関する事項

### 1 事業説明

市内交通事故の防止・削減に向け、交通安全対策基本法、浜松市交通安全条例、浜松市交通安全計画等に基づき、交通安全教育、交通安全に係る広報・啓発事業、交差点改良事業、通学路の安全対策等交通安全事業を実施している。

### 2 事業内容

市及び警察、交通安全協会等交通安全を推進する団体と連携し対策を実施。浜松市が、平成26年（2014年）まで6年連続で政令指定都市の中で人口10万人当たりの人身交通事故件数がワースト1であったことを受け、浜松市交通事故防止対策会議（会長：市長）が中心となり、平成27年（2015年）度から、オール浜松体制で浜松市交通事故ワースト1脱出作戦を展開中。作戦開始以降、着実に事故件数を削減してきたが、いまだワースト1脱出には至らず、現在、作戦期間を2025年（令和7年）まで延長している。

目 標	：人身交通事故の大幅削減、ワースト1からの脱却
数値目標	：2025年（令和7年）末までに2,500件以下

### 3 状況

人身交通事故の発生状況（作戦展開：2015年～） (件)

年	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	削減数
件数	8,915	8,697	8,376	7,947	7,570	6,582	5,570	5,375	5,094	
増減数	—	△218	△321	△429	△377	△988	△1,012	△195	△281	△3,821

### 4 具体的取組等

本市における交通安全対策は、浜松市交通事故防止対策会議（会長：市長）を中心に、市や警察等関係団体が単独又は連携してソフト・ハード両面から対策に取り組むことで大幅な交通事故の削減を目指している。

- ◆ 交通安全思想の醸成を図るため、子供や高齢者等に対する交通安全教室やサポカ体験会の実施、交通安全運動期間における広報・啓発活動等を実施している。



(交通安全教室)



(サポカ体験会)



(交通安全運動街頭広報)

- ◆ 市内の交通事故の特徴等を重点対策ターゲットに設定し、対策を強化。

→ 重点対策ターゲット 「交通安全意識の高揚」、「追突・出会い頭事故対策」



(民間大型ビジョンでの広報)



(生命 (いのち) のメッセージ展の実施)



(追突事故注意喚起のぼり旗掲揚)

- ◆ 幹線道路の事故危険箇所や交通事故多発交差点、通学路整備プログラムに基づく要望箇所などの生活道路において、交通事故防止を目的とした交差点改良、歩道整備、その他交通安全施設の整備等を実施。また、より効率的・効果的な事故削減に向け、事故データ分析にAIを活用し、危険度の高い箇所の抽出や、削減効果の高い対策の検討を実施。



事故危険箇所  
(交差点改良)



事故多発交差点  
(イメージハンプ設置)



生活道路対策  
(ゾーン30 プラス設定)



AI を活用したデータ分析  
(危険度の高い箇所の抽出等)

## 5 課題

- ・削減目標である「2,500 件以下」の達成及び「ワースト1からの脱出」は厳しい状況。  
(暫定数値：令和4年 浜松市 650.9 件、2位静岡市 524.8 件 ※いずれも人口 10 万人当たり)
- ・全体の人身交通事故の占有割合は、依然として、「追突事故」と「出会い頭事故」が全体の約7割を占めており、この2つの事故削減対策が特に重要。
- ・交通死亡事故の多くに高齢者が関係しており、令和4年の死者 20 人の内 15 人が高齢者であり、第1当事者が高齢ドライバーの事故は6件となっている。また、高齢ドライバーの過失が大きい事故は、1,109 件と令和3年と比較し 22 件増加しているため、高齢者に対する交通事故防止対策が重要。
- ・令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたため、致命傷となる可能性が高い頭部損傷を防ぐためにも、自転車利用者に対してヘルメット着用の呼びかけが必要。